

令和4年度版
非常勤職員等公務災害補償
事務の手引

秋田県市町村総合事務組合

目 次

第 1 非常勤職員等公務災害補償制度について -----	1
第 2 非常勤職員等の範囲について -----	2
第 3 公務災害の認定について -----	6
第 4 通勤災害の認定について -----	8
第 5 補償基礎額について -----	12
第 6 補償の種類と内容について -----	14
第 7 第三者加害事案について -----	19
第 8 福祉事業の種類と内容について -----	22
第 9 公務災害発生時の事務手続きについて -----	24
第10 負担金について -----	44

第1 非常勤職員等公務災害補償制度について

1 災害補償制度

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度である。

この災害補償制度の大きな特徴は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体に過失がなくても補償義務が発生するものとされることである。

また、通勤中は、使用者の支配下にはないが、公務と密接な関係にあるため、通勤途上の災害についても補償が行われる。

その補償の範囲は、身体的損害（療養費、将来の賃金喪失分等の逸失利益）に限られており、物質的損害及び精神的損害（慰謝料）は補償の対象とされない。

補償の内容は、災害の態様に応じた定型的な補償である。

さらに、この災害補償制度は一部に年金制が取り入れられており、加えて、補償を超えた福祉事業をも行うこととされ、被災職員及びその遺族の生活の安定と、被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度となっている。

2 災害補償制度の適用関係

地方公務員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、常勤職員（常勤的非常勤職員を含む。）については地方公務員災害補償法（以下「法」という。）の規定により、地方公務員災害補償基金がその実施にあたり、非常勤職員等については、法第69条及び第70条の規定に基づき、条例により各地方公共団体がその補償を実施する仕組みとなっているところから、市町村の要望により本組合でその事務を共同処理することとし実施している。

第2 非常勤職員等の範囲について

1 换算条例第2条に規定する「職員」について

議会の議員、執行機関たる委員会の委員（地方自治法第180条の5）及び各種委員会、審議会、協議会等の委員で、その職の設置が市町村並びに一部事務組合の条例、規則等によって定められている者、構成員、調査員、嘱託員、臨時職員その他の非常勤の職員等で、その任用行為が適確に行われるとともに、地方公務員であるための辞令の交付等、形式的措置が取られていなければならない。

2 「職員」の要件

- ① 従事している事務が市町村の事務であること。
- ② 構成団体の任命権者の任命、委嘱発令行為があること。
- ③ 構成団体から勤労の対価としての報酬、賃金が支給されていること。
- ④ 任命権者の支配管理下にあること。
- ⑤ 職 자체が恒久的でなく、任用期間がある者。

3 换算条例の適用除外となる非常勤職員等

非常勤職員等	適用法令等
臨時の任用職員（地方公務員法第22条の3）	
育児休業に伴う臨時の任用職員（常勤職員の代替）	
短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員）	地方公務員災害補償法
常勤的非常勤職員 ※	
労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者（水道、交通、清掃、病院、学校、船員等）	労働者災害補償保険法
消防団員及び水防団員	秋田県市町村非常勤消防団員等公務災害補償に関する条例
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	秋田県市町村立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

※ 以下の(i)～(iii)の要件に該当する者は、これらの要件に該当するに至った日以後地公災法第2条第1号が適用される。

- (i)任用が事実上継続している（1日ないし数日の間を開けていても可）と認められる場合において、
- (ii)常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者で、
- (iii)その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要するとされているもの

【参考】

地方公務員災害補償法の職員の定義

第2条 この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 常時勤務に服することを要する地方公務員（常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。）

地方公務員災害補償法施行令の職員

第1条 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者
- (2) 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

「総務大臣の定める」地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について（昭和42年9月20日自治省告示第150号）

1 常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲

- (1) 地方公務員災害補償法施行令（以下「令」という。）第1条第1項第2号に規定する常時勤務に服することを要しない地方公務員で、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第2条第1項第1号の規定により同項の職員に含まれるものは、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日（……中略……）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものとする。

【労働者災害補償保険法の適用事業の範囲】

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

② 前項の規定にかかわらず、国の直営事業及び官公署の事業（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業を除く。）については、この法律は、適用しない。

労働基準法 別表第1

- ① 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- ② 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- ③ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ④ 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- ⑤ ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- ⑥ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- ⑦ 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- ⑧ 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- ⑨ 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- ⑩ 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
- ⑪ 郵便、信書便又は電気通信の事業
- ⑫ 教育、研究又は調査の事業
- ⑬ 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- ⑭ 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- ⑮ 焼却、清掃又はと畜場の事業

災害補償制度の適用関係

区分	職種	一般職	特別職
臨時的任用職員	地方公務員法第22条の3	地方公務員災害補償法	
	育児休業に伴う臨時的任用	・常勤職員の代替 ⇒地方公務員災害補償法	
		・非常勤職員の代替 ⇒補償条例	
短時間勤務職員	・再任用短時間勤務職員 ・任期付短時間勤務職員 ・育児短時間勤務職員	地方公務員災害補償法	
非常勤職員	常勤的非常勤職員	地方公務員災害補償法	
	○労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者	補償条例	
	・議会の議員		
	・行政委員会の委員		
	・地方公共団体の附属機関の委員		
	・統計調査委員等他の法令の適用を受けない者		
	○労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者	労働者災害補償保険法	
	水道、交通、清掃、病院、学校、船員等		
	○消防団員、水防団員	秋田県市町村非常勤消防団員等公務災害補償に関する条例	
	○学校医、学校歯科医、学校薬剤師	秋田県市町村立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例	

第3 公務災害の認定について

1 公務災害の範囲

(1) 負傷

- ① 職務の遂行に起因するもの
- ② 勤務場所又は附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意によるもの
- ③ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生したもの
- ④ 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生したもの
- ⑤ その他公務と相当因果関係をもって発生したもの

(2) 疾病

- ① 公務上の負傷に起因するもの
- ② 職業病
- ③ その他公務に起因することが明らかなもの

(3) 障害又は死亡

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたもの

2 公務災害認定の要件

次の2つの用件を満たした場合、公務上の災害と認定される。

(1) 公務遂行性

職員が公務に従事していること。

具体的な内容に応じて次のように類型化する。

- ① 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあって公務に従事している場合
- ② 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあるが、公務に従事していない場合
- ③ 任命権者の支配下にあるが、施設管理下を離れて公務に従事している場合

(2) 公務起因性

傷病等の発生が、公務に伴う危険の具現化したものとして、生じ得べくして生じたものか否かによって判断する。

3 公務起因性を判断する際の確認事項

(1) 一般的事案

- ① 傷病の確認
- ② 公務遂行性の確認
- ③ 事故（アクシデント）の確認
- ④ 傷病の発生の不可欠の条件となった諸事情の確認
- ⑤ 公務（災害時の事故）が傷病等を発生させる蓋然性の確認

(2) 原因不明の災害

周辺事実、事故の前後の状況、本人の素因等の間接的な事実関係に基づき、経験則上合理的な推論を元に公務起因性の有無を推定する。

4 公務上の負傷の認定基準

次の(1)から(13)に掲げる場合に発生した負傷は、原則として公務上の災害となる。

- (1) 自己の職務遂行中の負傷
- (2) 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷
- (3) 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷
- (4) 救助行為中の負傷
- (5) 防護行為中の負傷
- (6) 出張又は赴任期間中の負傷
- (7) 特別の事情下にある出勤又は退勤途上の負傷
- (8) レクリエーション参加中の負傷
- (9) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷
- (10) 宿舎の不完全又は管理上の不注意による負傷
- (11) 職務遂行に伴う怨恨による負傷（私的怨恨を除く。）
- (12) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷
- (13) その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷

ただし、

- ① 故意又は本人の素因によるもの
- ② 天災地変によるもの
- ③ 偶発的事故によるもの（私的怨恨によるものを含む。）

は公務外の災害となる。

第4 通勤災害の認定について

1 通勤災害の範囲

通勤災害とは、通勤による災害、すなわち職員が、勤務のため、①住居と勤務場所との間の往復、②勤務場所から他の場所への移動、③①の往復に先行し又は後続する住居間の移動を、合理的な経路及び方法により往復することに起因する災害をいう。従って、その往復の経路を逸脱し、又はその往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は通勤災害とはされない。

ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって、規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き通勤災害とされる。

(1) 勤務のため

「勤務のため」とは、勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動のことをいう。この移動は勤務と密接な関連性をもって行われることが必要であり、勤務終了後相当時間にわたって私用を弁じた後に帰宅するような場合には、勤務との直接的関連性が失われるので、勤務のためとは認められない。

(例) 「勤務のため」と認められる場合

- 通勤の途中で作業着、定期券等、勤務又は通勤に関係あるものを忘れたことに気付き、これを取りに戻る場合
- 遅刻して出勤し又は早退する場合（勤務時間中に私用で自宅に帰るのは、勤務を終了して帰る場合とは認められない。）

(例) 「勤務のため」と認められない場合

- 出勤途中で自己の都合により引き返す場合
- 親睦会主催や、任意参加の行事等に参加する場合

(2) 住居

一般的には、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のことをいうが、長時間残業のため、あるいは、早朝の勤務のために設けた宿泊場所等が「住居」と認められる場合もある。

(例) 「住居」と認められるもの

- 家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点
- 交通事情等のために一時宿泊するホテル等

(例) 「住居」と認められないもの

- 家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家

(3) 勤務場所

職員が職務を遂行する場所として指定を受けた場所をいう。なお、通常の勤務公署のほか、外勤職員の外勤先等も「勤務場所」に該当する場合がある。

(例) 「勤務場所」と認められる場所

- 通常の勤務提供の場所

(例) 「勤務場所」と認められない場所

- 同僚との懇親会及び同僚の送別会の会場

(4) 合理的な経路及び方法

社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に職員が用いると認められる経路及び方法をいう。一般的には通勤届による経路及び方法が該当することになるが、当日の交通事情によりやむを得ず迂回した場合や事故等による代替輸送機関による場合等は、合理的な経路及び方法と認められる場合がある。

(例) 「合理的な経路」と認められる経路

① 経路の合理的解釈によるもの

- 定期券による経路
- 通勤届による経路
- 定期券又は通勤届による経路ではないが、通常これと交代することが考えられる経路

② 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為

- 経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路
- 誤って1～2駅乗り越して戻る経路
- 事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路

③ その他

- 共働きの職員が子供を託児所に連れて行くための経路

(例) 「合理的な経路」と認められない経路

- 交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路

(例) 「合理的な方法」と認められる場合

- 電車、バス等の公共交通機関を利用する場合
- 自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合

(例) 「合理的な方法」と認められない場合

- 運転免許を受けていない者が運転する自動車を利用する場合

(5) 逸脱又は中断

逸脱とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、中断は合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいう。

ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって、規則で定めるものに該当する行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き通勤災害とされる。

なお、経路上の店で、タバコ、雑誌などを購入する場合等は、逸脱又は中断にあたらない。

(6) 規則で定める行為

① 日用品の購入その他これに準ずる行為

食料費、医療費、家庭用燃料品など、職員又はその家族が日常生活の用に充てるものであって、日常しばしば購入するものを購入する行為、又は家庭生活上必要な行為であり、かつ、日常行われ、所要時間も短時間であるなど、日用品の購入と同程度に評価できる行為をいう。

(例) 「日用品」に該当するもの

- パン、米等の飲食料品
- 家庭用薬品
- 石油等の家庭用燃料品
- 身廻り品
- 文房具、書籍等

(例) 「日用品」に該当しないもの

- 装飾品、宝石等のしゃし品
- テレビ、冷蔵庫、ピアノ等の耐久消費財
- スキー、ゴルフ等のスポーツ用品

(例) 「日用品の購入に準ずる行為」に該当するもの

- クリーニング店に立ち寄る場合
- 理髪店、美容院に行く場合
- 税金、光熱水費等を支払いに行く場合

② 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受けける行為

③ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為 病院又は診療所において通常の比較的短時間の診療を受ける行為に限られず、人工透析など比較的長時間を要する行為も含む。

また、施術所において、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の施術を受ける行為も含む。

④ 選挙権の行使その他これに準ずる行為

⑤ 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

(例) 「職員と同居している次に掲げる者」に該当するもの

- 孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

(例) 「事実上父母と同様の関係にあると認められる者」に該当するもの

- 子の配偶者、配偶者の子
- 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者

2 通勤災害の認定

通勤災害は、通勤に内在する危険が具体化したことにより（通勤起因性）、傷病等が発生した場合に認定される。したがって、その起因性については一般的には公務災害と同様に考えてよい。

なお、午後10時から午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤途上など、特別の事情下における通勤途上の災害は、公務災害となる場合がある。

第5 補償基礎額について

1 補償基礎額（補償条例第4条第1項）

公務又は通勤により負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日において、次の区分により算定した額を「補償基礎額」という。

区分	補償基礎額の算定
報酬が年額の職員	報酬を365で除して得た額
報酬が月額の職員	報酬月額を30で除して得た額
報酬が日額の職員	報酬の額
報酬が時間額の職員	報酬の額に1日につき定められた勤務時間を乗じて得た額
報酬のない職員	当該職員の任命権者と協議して定める額
給料を支給される職員	地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により算定して得た額

2 その他業務に基づく収入がある場合の補償基礎額（補償条例第4条第2項）

災害発生日において、その他の業務に基づく収入（資産による収入を除く）がある場合における補償基礎額は別に定めることができる。

3 常勤の特別職が兼ねる非常勤職員の補償基礎額（補償条例第4条第3項）

市町村長、副市町村長、教育長並びにその他常勤の特別職が職員を兼ねることにより地方公務員災害補償法の適用を受けないこととなる場合における補償基礎額は、災害発生日においてその者について定められていた常勤の特別職の給料の月額を30で除して得た額とする。

4 最低保障額（補償条例施行規則第4条の3）

補償基礎額（次項目5に掲げる年金たる補償等を除く）の最低保障額 3,940円（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

※ 地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の総務大臣が定める額（平成31年総務省告示第165号）

5 年金等補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（補償条例第4条の2及び第4条の3、補償条例施行規則第4条の4）

年金たる補償及び療養開始後1年6月を経過した職員の休業補償に係る補償基礎額については、次の表のとおり年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額が定められており、被災職員に係る補償基礎額が、最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合は、当該最低限度額又は最高限度額を補償基礎額とする。

なお、この年齢階層の年齢は、毎年基準日（4月1日）における満年齢（遺族補償年金については、職員の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる年齢）をいう。

（令和4年4月1日以降）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,941円	12,957円
20歳以上25歳未満	5,436円	12,957円
25歳以上30歳未満	6,049円	13,985円
30歳以上35歳未満	6,272円	16,696円
35歳以上40歳未満	6,693円	19,689円
40歳以上45歳未満	7,049円	21,505円
45歳以上50歳未満	7,096円	22,898円
50歳以上55歳未満	6,994円	25,189円
55歳以上60歳未満	6,570円	25,319円
60歳以上65歳未満	5,473円	21,022円
65歳以上70歳未満	3,940円	16,117円
70歳以上	3,940円	12,957円

※ 地方公務員法災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件（平成4年自治省告示第57号）の額

6 補償基礎額に端数が生じたとき（補償条例第4条の4）

補償基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げた額を補償基礎額とする。

第6 補償の種類と内容について

1 療養補償（補償条例第6条）

職員が公務又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合、必要な療養の費用を支給する。

(1) 療養の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置・手術その他の治療
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護
- ⑥ 移送及び通院

自家用車（片道2km以上）を使用した場合、1km当たり37円

※1km未満の端数距離がある場合は、端数をつけたまま計算し、最後に切り捨てる。（例 片道2.2km×2（往復）×3回（通院）=13.2km÷13km）

(2) 療養の費用

- ① 医師、歯科医師の診療に係る費用
労災診療費算定基準に準じ、1点単価 11円50銭～12円
- ② 薬剤師の調剤に係る費用 1点単価 10円
- ③ 柔道整復師の施術に係る費用
- ④ 温泉療法、マッサージ、はり、きゅうの施術等で医師が必要と認めた費用
- ⑤ 付添看護に要する費用
- ⑥ 文書料

注：地方公務員災害補償法第65条、消費税法第6条及び同法施行令第14条により非課税

2 休業補償（補償条例第7条）

職員が公務又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。

ただし、傷病補償年金を受けている者には支給されない。

3 傷病補償年金（補償条例第7条の2）

職員が公務又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、その療養開始後1年6月を経過した日以後において、負傷又は疾病が治ゆしておらず、その傷病による障害の程度が地方公務員災害補償法施行規則の別表第2に定める傷病等級に該当する場合に年金として支給する。

傷病等級	年 金 額
第1級	補償基礎額×313
第2級	〃 ×277
第3級	〃 ×245

(1) 年金の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した（死亡又は傷病等級に該当しなくなった）日の属する月で終わる。

(2) 年金の支払日は偶数月の15日（ただし、15日が土曜日、日曜日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日）であり、それぞれの前月分（2カ月分）までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅したときは、支給期月でない月であっても支給する。

4 障害補償（補償条例第8条）

職員が、公務又は通勤により、負傷し、若しくは疾病にかかり、その負傷又は疾病が治った場合において補償条例別表第3に定める程度の障害を残したときはその障害の程度に応じ、障害等級第1級から第7級までの該当者には障害補償年金を、第8級から第14級までの該当者には障害補償一時金として支給する。

障害補償年金		障害補償一時金	
障害等級	支給額（1年につき）	障害等級	支 給 額
第1級	補償基礎額×313	第8級	補償基礎額×503
第2級	〃 × 277	第9級	〃 × 391
第3級	〃 × 245	第10級	〃 × 302
第4級	〃 × 213	第11級	〃 × 223
第5級	〃 × 184	第12級	〃 × 156
第6級	〃 × 156	第13級	〃 × 101
第7級	〃 × 131	第14級	〃 × 56

(1) 事務上の留意点

構成団体は、職員の療養が終了（症状固定）した時点で、当該職員に残存する障害の程度を把握する必要がある。

- ① 負傷時の状況（部位、程度）
- ② 療養の経過（療養の現状等）
- ③ 日常生活状況の調査
- ④ 自覚症状等に対する本人の申し立て
- ⑤ 脳波検査の結果等
- ⑥ 勤務・就労の状況
- ⑦ 各関節の機能障害の場合は、機能測定値（労災保険における関節運動可動域の測定要領に準ずる。）

(2) 支給期間等

年金の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅（死亡又は障害等級第8級以下に該当）した日の属する月で終わる。

年金の支給期月は、「傷病補償年金」と同じ扱いとなる。

5 介護補償（補償条例第9条の2）

傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該年金を支給すべき事由となった障害で、地方公務員災害補償法施行規則別表第4に掲げる障害により、常時又は随時介護を受けている場合に支給する。

ただし、病院又は診療所へ入院している者及び特別な施設（障害者支援施設、養護老人ホーム等）に入所している者は除く。

介護区分	支給額		
常時介護	75,290円	～	171,650円
随時介護	37,600円	～	85,780円

※ 地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成8年3月29日自治省告示第95号）の額

6 遺族補償（補償条例第10条）

職員が公務又は通勤により、死亡した場合に、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

7 遺族補償年金（補償条例第11条）

職員が死亡した際、その者と生計維持関係にあったこと等、一定の要件に該当する遺族がいる場合に支給され、年金を受ける権利を有する者（受給権者）は、年金を受けることができる遺族（受給資格者）のうち、次の図に掲げる順位となる。

(1) 受給資格者の範囲と受給権者の順位

[受給資格者の範囲]		[受給権者の順位]
職員	祖父母（60歳以上の者）	6
	父 母（60歳以上の者）	3
	兄弟姉妹（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は60歳以上の者）	7
	配偶者（夫の場合60歳以上）	1
	子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）	2
	孫（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）	5
	養父母	4
	実父母	

※1 遺族が職員と生計維持関係にあった者であること。

※2 年齢は、職員の死亡当時のものであること。

(2) 年金の額

1年につき、次に掲げる受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額が支給される。

遺族の人数		年金の額
1人	① ②の妻以外の者である場合	補償基礎額×153
	② 55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻である場合	〃 ×175
2人		〃 ×201
3人		〃 ×223
4人以上		〃 ×245

※1 生計維持関係とは、職員の死亡当時、職員の収入によって生計を維持していたことをいい、職員の収入によって生計の一部を維持していた場合（例えば、共働きのように双方の収入を合わせて一つの生計を営んでいた場合）も含まれる。

また、職員と同居していたことが必要条件でないため、例えば、仕送りを受けていた別居中の遺族も一定の条件のもとで生計維持関係があつたと認められることもあり得る。

※2 生計を同じくしているとは、受給資格者が受給権者と一つの生計単位を構成していることをいい、必ずしもその生計が維持されていることを必要とせず、また、同居、別居の別を問わない。

一般的には、同居している場合は、生計同一関係があるものとみて差し支えない。この生計同一関係は、職員との関係である「生計維持関係」と異なり、受給権者と受給資格者との関係において、年金支給中、常時考慮されるものである。

※3 受給権者が2人以上あるときは、それぞれの受給権者に年金が支給されることとなり、その額は、前記の年金額をその人数で除して得た額となる。

なお、このような場合、原則としてこれらの者はそのうちの1人を年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。

(3) 事務上の留意点

遺族補償年金の支給の際には、職員と受給資格者との生計維持関係、また受給権者と受給資格者との生計同一関係に関する証明書が必要となるので、これらに係る事実関係を調査し、構成団体長による証明書を提出する必要がある。

(4) 支給期間等

年金の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した日の属する月で終わる。

年金の支給期月は、「傷病補償年金」と同じ扱いとなる。

8 遺族補償一時金（補償条例第13条）

遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

- ① 職員の死亡当時、遺族が年齢制限等によって年金の受給資格者になれない場合又は職員と生計維持関係があつた遺族がいない場合
- ② 職員の死亡当時、年金の受給資格者がいたが、年金の支給開始後失権し、他に受給資格者がなく、しかも既に支給された年金と遺族補償年金前払一時金の合計額が失権の日を補償事由発生日として①により算定した一時金の額に満たない場合

(1) 受給資格者

一時金の受給資格者は次の者であつて、年金の受給資格のないもの、あるいは年金受給について失権又は失格したものである。

- ① 配偶者
- ② 職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ③ ①、②以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していた者
- ④ ②に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 一時金の額

一時金の額は、遺族補償年金を受ける遺族がないとき、(1)の受給資格者のうち、①、②及び④に該当する者については補償基礎額の1,000倍に相当する金額とし、③に該当する者については補償基礎額の400倍（職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上であった者又は一定以上の障害の状態にあった者については700倍）とし、当該年金を受ける権利を有する者の権利が消滅し、他に年金を受けることができる遺族がない場合において、既に支給された当該年金の額の合計額が、遺族補償年金を受ける遺族がないときに支給される一時金の額に満たないときは、その差額を一時金として支給する。

9 葬祭補償（補償条例第15条）

葬祭補償は、遺族等であって社会通念上葬祭を行うとみられる者（現実に葬祭を行った者があるときは、その者）に支給する。これは、遺族補償と違って受給順位はなく、前記の者であれば遺族以外の者であっても支給される。

10 補償等の制限（補償条例第9条）

休業補償、傷病補償又は障害補償について、次の場合は支給を制限することができる。

- ① 故意の犯罪行為又は重大な過失により、公務又は通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となる事故を生じさせた場合

休業補償	——	金額から100分の30に相当する額を3年以内の期間に限り減ずる
傷病補償年金	——	
障害補償年金	——	

- ② 正当な理由がなくて療養に関する指示に従わず、公務又は通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又は、その回復を妨げた場合

休業補償	——	1回につき10日間の支給停止
傷病補償年金	——	1回につき年金額の365分の10に相当する額の支給を行わない

11 費用の一部負担（補償条例第24条）

通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員は、200円を限度として、一部負担しなければならない。ただし、次に掲げる者は除く。

- ① 第三者の加害行為によって通勤による災害を受けた者
- ② 療養開始後3日以内に死亡した者
- ③ 休業補償を受けない者
- ④ 同一の通勤による災害に関し既に一部負担金を払い込んだ者
- ⑤ 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員である者

12 補償を受ける権利（地方公務員災害補償法第62条）

職員が離職した場合においても、補償を受ける権利は影響を受けない。また、補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

第7 第三者加害事案について

1 基本的事項

公務上及び通勤による災害発生の原因となった事故が、第三者の加害行為によって生じた場合において、補償を受けるべき者がその第三者から損害補償を受ける前に、組合が、補償条例による補償を行ったときは、組合は、その行った補償の価額の限度で、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を代位取得（求償）する。

また、これとは逆に、補償を受けるべき者が、第三者から当該事故に関して損害賠償を受けたときは、組合は、その損害賠償のうち補償の事由と同一の事由による損害賠償の額の限度で、補償を行う義務を免れる（免責）。

第三者加害事案では、補償の対象外である慰謝料・物件損害や過失割合について当事者間の示談交渉が不可欠であり、また「原因者負担」の原則から賠償の先行を原則としている。

(1) 「第三者」の意義

「第三者」とは、被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに組合以外のものをいい、当該事故をもたらした不法行為につき損害賠償の責めを負う者ことをいう。

具体的には、直接事故の原因をなした加害者自身がこれに当たるのが通例であるが、その他、民法上の責任無能力者の監督義務者（第714条）、使用者及び事業監督者（第715条）、土地の工作物の占有者（第717条）、動物の占有者及び保管者（第718条）、自動車損害賠償保障法上の運行供用者（第3条）等もこれに該当する。

なお、同僚職員の加害行為によって災害が発生した場合の同僚職員については、その属する地方公共団体が国家賠償法の規定により、損害賠償責任を負うこととなるときは、当該地方公共団体は「第三者」には該当しない。

ただし、地方公共団体に係る自賠責保険の適用がある公用車によって当該地方公共団体の職員が災害を受けた場合であって、当該被災職員が補償条例による補償を受けたときは、自動車損害賠償保障法第16条第1項の規定により被災職員が保険会社に対して有する請求権は、組合が取得することとなるので、公用車の契約保険会社に対し、事前に確認する必要がある。

(2) 「補償を受けるべき者」の意義

「補償を受けるべき者」とは、補償条例第5条に規定する各種の受給権者又は補償条例第16条の規定による未支給の補償の受給権者をいう。

具体的には、療養補償、休業補償及び障害補償については、被災職員本人、遺族補償年金については、受給権者として現実に補償を受ける者（遺族補償一時金については、補償条例第13条第2項に規定されている先順位者、葬祭補償については、遺族等であって社会通念上葬祭を行うと認められる者（現実に葬祭を行った者があるときは、その者）である。

(3) 「補償を行ったとき」の意義

「補償を行ったとき」とは、補償条例の規定に基づいて、現実に補償を行ったときをいうが、補償実施事務手続上単に補償額の決定を行ったのみでは、求償権（補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権のうち、補償を行ったことにより組合が代位取得する請求権）を取得するものではない。

療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償年金、障害補償一時金、遺族補償年金、遺族補償一時金及び葬祭補償についても、その支払が現実に行われた時点で求償権を取得することとなる。

(4) 「損害賠償を受けたとき」の意義

「損害賠償を受けたとき」とは、現実に金銭等により損害賠償を受けたときのほか、損害賠償に関して、第三者との間に適法に示談（公序良俗に反する詐欺、強迫等によらないで結んだいわゆる安定した示談）が成立したときを含む。

つまり、補償の受給権者と第三者との間に適法な示談が締結されれば、その時点をもって損害補償を受けたものとして、組合は免責される。

したがって、示談を結んだ後において、いわゆる取りはぐれを招いても組合による補償は行われないので、示談の締結に当たっては、細心の注意と慎重さが必要となる。

(5) 「同一の事由」の意義

「同一の事由」とは、補償の対象となる損害と同一内容の損害をいい、補償の種類ごとに次のとおりである。

① 療養補償

被災職員の受けた傷病の治療のために費用を支出したことによる損害

② 休業補償

被災職員が、その受けた傷病又はその治療のために労務に服することができず、そのために収入を得られなかつたことによる日々の損害

③ 傷病補償年金

被災職員が、その受けた傷病により廃疾の状態にあり、その結果労働能力を失い、そのために収入を得られなくなつたことによる損害

④ 障害補償及び障害補償年金前払一時金

被災職員が、その受けた傷病の治ゆ後において身体に障害を残し、その結果、将来に向かって労働能力の全部又は一部を失い、そのために収入を得られなくなつたことによる損害

⑤ 遺族補償及び遺族補償年金前払一時金

被災職員が、死亡したために将来に向かって収入を得られなくなつたことによる損害のうち、受給権者が承継した損害及び被災職員が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなつたことによる損害

⑥ 葬祭補償

被災職員が、死亡したことにより、その葬祭のために費用を支出したことによる損害

上記の損害のほか、通常、第三者の行為によって生ずる損害としては、衣服の損傷等の物的損害及び精神的損害（慰謝料）が考えられるが、公務災害補償制度は、身体障害又は生命の侵害についての損失補てんのみに限定されており、これらの損害は、補償の対象となる損害と同一内容の損害とはなり得ないので、当然、求償・免責の対象とはならない。

(6) 受給権者の損害賠償請求権の放棄

補償の受給権者が第三者に対する損害賠償請求権の全部又は一部を放棄した場合においても、組合は、その放棄された部分については免責されない。

これは、労災補償に関する昭和38年6月4日の最高裁判決において、補償の受給権者が第三者の資力等、損害賠償能力を考慮して損害賠償の全部又は一部を放棄したような場合に、組合も同じく補償義務を免除されるものとして取り扱うとすれば、受給権者の保護に欠ける結果となること等とされたことから、組合は、免責されないとしたものである。

また、この場合に、その放棄した部分について行った補償について組合は、求償権を取得されないとされている。

なお、損害賠償請求権の放棄は、私人としての被災職員の自由の意思によるが、組合の側からみると、放棄された部分については求償できないこととなり、いわば組合の支出増をもたらすものであって、それはまた市町村等の負担の増加にもつながるので、適正妥当な場合以外の請求権の放棄については、受給権者と密接な連絡を保ち、軽々しくこれを放棄することのないよう注意が必要である。

第8 福祉事業の種類と内容について

組合は、公務又は通勤により災害を受けた職員及びその遺族の福祉に関する事業を行なうよう努めなければならないとされている。(補償条例第17条)

福祉事業は、金銭給付をもって定型的に行われる補償のみによっては、必ずしも十分に被災職員及びその遺族の生活の安定、福祉の維持向上を図り得ない面があると考えられるため講じられる施策ないし措置である。

組合が行う福祉事業の種類及び内容の概略は次のとおりである。

福祉事業の種類	福祉事業の内容
1 外科後処置	義肢装着のため再手術等の処置が必要であると認められるもの等に対して診察、薬剤又は治療材料の支給等の外科後処置を行う。
2 補装具の支給	義肢、義眼、補聴器、車いす等の補装具の支給を行う。
3 リハビリテーション	社会復帰のために身体的機能の回復等の処置が必要であると認められるものに対して機能訓練等のリハビリテーションを行う。
4 アフターケア	傷病が治ゆした者のうち、外傷による脳の器質的損傷等一定の障害を有するものに対し円滑な社会生活を営ませるために、一定範囲の処置を行う。
5 休業援護金	休業に伴う損失を補てんする趣旨で、休業補償に付加して、補償基礎額の100分の20を支給する。
6 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業	傷病補償年金又は障害等級第3級以上の障害補償年金の受給権者のうち、居宅において介護を要する者に対し、介護人を派遣し、または介護等の供与に必要な費用を支給する。
7 奨学援護金	年金たる補償の受給権者等の学資の支弁を援護するものとして支給する。
8 就労保育援護金	就業している年金たる補償の受給権者の保育費用を援護するものとして支給する。
9 傷病特別支給金	傷病補償年金の受給権者に対し、見舞金の趣旨で傷病等級の区分に応じて支給する。
10 障害特別支給金	障害補償の受給権者に対し、見舞金の趣旨で障害等級の区分に応じて支給する。
11 遺族特別支給金	遺族補償の受給権者に対し、弔慰・見舞金の趣旨で受給権者の区分に応じて支給する。

福祉事業の種類	福祉事業の内容
12 障害特別援護金	障害補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で障害等級の区分に応じて支給する。
13 遺族特別援護金	遺族補償の受給権者に対し、一時的出費を援護する趣旨で受給権者の区分に応じて支給する。
14 傷病特別給付金	傷病補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給付内容に反映させる趣旨で、年金として支給する。
15 障害特別給付金	障害補償年金の受給権者に対し年金として、障害補償一時金の受給権者に対し一時金として支給する（趣旨は傷病特別給付金と同じ。）。
16 遺族特別給付金	遺族補償年金の受給権者に対し年金として、遺族補償一時金の受給権者に対し一時金として支給する（趣旨は傷病特別給付金と同じ。）。
17 障害差額特別給付金	障害補償年金差額一時金を受けることとなった者等に対し、失権による遺族補償一時金により支給される特別給付金との均衡を考慮し、一時金として支給する。
18 長期家族介護者援護金	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者（せき臓その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の著しい障害により、常に介護を要する者に限る。）が当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合（その死亡が公務又は通勤による災害と認められた場合を除く。）に、一定の要件を満たす遺族に対し、一時金として支給する。

福祉事業の種類	福祉事業の内容
公務災害防止事業	19 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業
	公務上の災害を防止するため必要な調査研究、普及その他の活動を行う団体に対して必要な情報の提供その他の援助を行う。
	20 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業
	公務上の災害に関する情報の収集、公務上の災害の発生状況、発生原因の調査及び分析並びに公務上の災害を防止する対策の調査研究及び策定を行う。
	21 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業
	地方公共団体に対して、「公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業」による調査研究の成果の普及を行うとともに、公務上の災害を防止する対策を推進する。

第9 公務災害発生時の事務手続きについて

1 事務手続きの流れ（認定から支払まで、一般的なものの例）

組合 ←	構成団体 ← → 被災職員
	<p style="text-align: center;">☆ 災害発生</p> <p>1 被災職員に対し次のことを行える。</p> <p>① すぐに医療機関（初診は必ず病院）を受診し、診断書の交付を受けること ※ 診断書には「いつ、どこで、どのような状態で、どのようにして災害が発生したか」を医療機関から記載してもらうこと</p> <p>② 公務災害の手続きを行うため、治療費請求の保留と、労災基準での診療費算定を医療機関へ依頼すること</p> <p>2 使用者（事業主）として医療機関に連絡し、上記のことを行え、怪我及び治療の状況、見込みを確認すること (公務災害に該当するかどうか判断できない場合には、事前に組合に連絡すること)</p> <p>3 公務（通勤）災害認定請求書の提出を受け、災害状況に応じた書類を作成し、組合へ提出する。 (「公務（通勤）災害発生に伴う提出書類一覧」参照) 様式は、組合ホームページからダウンロード (URL https://akita-sg.jp)</p> <p>1 公務（通勤）災害認定通知書を構成団体へ送付する。</p> <p>4 被災職員に公務（通勤）災害認定通知書を送付する。</p> <p>1 公務（通勤）災害認定請求書を構成団体へ提出する。</p> <p>2 公務（通勤）災害認定通知書を医療機関に提示する。</p>

組合 ←	→ 構成団体 ←	→ 被災職員
2 療養補償費等を決定するとともに構成団体に各通知書を送付し、各送金先へ振込する。	<p>5 医療機関に診療費請求明細書等の請求様式を送付する。 様式は、組合ホームページからダウンロードする。</p> <p>6 医療機関から請求明細書等が提出されたら、請求関係書類を作成し、組合へ提出する。</p> <p>7 被災職員及び医療機関に決定及び支払通知書を送付する。 市町村口座を指定した場合、入金された療養補償費等を被災職員及び医療機関にそれぞれ送金する。</p>	<p>(休業補償がある場合)</p> <p>3 休業補償請求書を医療機関に提出し、就業できないことの証明を受けた後構成団体へ提出する。</p> <p>4 決定及び支払通知書を受け取り、支払を確認する。</p>
----- 医療機関との手続きは治ゆするまで繰り返す -----		
		<p>5 治ゆした場合は、治ゆ報告書を記載し、事務担当者に提出する。</p> <p>8 治ゆ報告書を組合に提出する。</p>

[標準処理期間]

行政手続法第6条に基づき地方公務員災害補償基金においては、標準処理期間が定められており、本組合補償条例による補償もこれに準じて実施することとなる。これによると、任命権者が被災職員から請求を受理してから、組合が支給決定までの標準処理期間は「負傷」の場合は、当初の決定は2ヶ月、2回目以降は1ヶ月とされているので、事務担当者は、遺漏のないよう迅速かつ的確に処理すること。

2 災害発生時の注意点

日頃から各職員及び各所属部局に対し、次のことを周知徹底すること。

- (1) 災害発生後、直ちに、被災職員は上司に報告し、所属部局は公務災害担当課に連絡すること。
- (2) 被災職員は、直ちに医療機関を受診し、必ず病院又は診療所等で医師の診断を受けることとし、その際、保険証を使用しないこと。また、診断書の交付を受けること。（整骨院、接骨院は不可。）
- (3) 公務災害担当課は各所属部局との連絡を密にし、災害に係る事実関係について、詳細に把握すること。

3 災害発生報告について

災害が発生した場合、被災職員又は被災職員の遺族からの請求に基づき、公務災害認定請求書（様式第1号）又は通勤災害認定請求書（様式第1号の2）に診断書等の書類を添付して組合管理者に報告すること。

また、認定請求書の「災害発生の状況」欄の記入にあたっては、次のことに注意すること。

- (1) どのような仕事（動作）をしているときの災害かを明確にすること。
- (2) 災害発生時の状況は、具体的に、詳細に記入すること。
- (3) 医療機関への受診に至る経緯を記入すること。

なお、構成団体において、災害の発生状況等の内容について把握することが困難なため証明ができない場合は、認定請求書に証明できない理由書を添付すること。

4 公務（通勤）災害認定通知書について

構成団体長から認定請求書を受けた組合は、災害が公務又は通勤により生じたものであるかを認定し、公務（通勤）災害認定通知書により、構成団体長及び請求者に公務上外の認定通知を行う。

公務（通勤）災害発生に伴う提出書類一覧

提出書類区分	勤務時間中	勤務時間外	宿日直勤務中	出張・外勤中	通勤途上中
公務災害認定請求書 (様式第1号)	○	○	○	○	
通勤災害認定請求書 (様式第1号の2)					○
災害状況の証明ができない場合、その理由書	△	△	△	△	△
現認書(様式第2号の2) 又は災害状況報告書(様式第2号の3)	○	○	○	○	○
見取図(様式第2号の4)	○	○	○	○	○
事故発生状況報告書	△	△		△	△
交通事故証明書	△	△		△	△
辞令又は任用通知書(写)	○	○	○	○	○
出勤簿(写)	○	○	○	○	○
診断書(原本)	○	○	○	○	○
労働者災害補償保険法適用外に関する報告書(様式第2号)(備考4)	○	○	○	○	○
宿日直勤務命令簿(写)			○		△
時間外出勤命令簿(写)		○			△
通勤届(写)					○
経路図(写)				○	○
出張命令簿(写)				○	
業務予定表(写)	△	△			
業務日誌(写)	△	△			
※ 第三者加害行為による災害 は次の書類を添付(地公災 様式準用)			交通事故による場合	交通事故以外の場合	
第三者加害報告書		○		○	
念書		○		○	
示談書		○		○	
事故過失割合確認書		○			

(備考)

- 1 ○は必ず添付、△は必要に応じて添付すること。
- 2 (写)となる書類に原本証明は不要。
- 3 示談書は、交渉中の場合は事後提出となること。
- 4 議会議員、行政委員会の委員、附属機関の委員の場合は、労働者災害補償保険法適用外に関する報告書は不要

記載例

様式第1号

公務災害認定請求書

秋田県市町村総合事務組合管理者 様 次の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。		請求年月日 令和 4 年 4 月 9 日 (〒〇〇〇 - 〇〇〇〇) 請求者の住所 秋田県〇〇市××町二丁目5番4号 ふりがな 氏 名 被災職員との続柄 連絡先電話番号
事項 被災職員に関する事項 職員名と合致する職種、こと	構成団体名 〇〇市	所属部局・課 〇〇部△△課
	ふりがな 氏名 秋田 春男	性別 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 昭和 59 年 6 月 3 日生 (37 歳)
災害発生の状況	職種 パートタイム会計年度任用職員	職名 道路維持作業員
	災害発生の日時 令和 4 年 4 月 7 日 (火曜日)	午前 <input checked="" type="checkbox"/> 10 時 30 分頃 午後 <input type="checkbox"/>
災害発生の場所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地先の市道	
	傷病名 蜂刺傷	
災害発生の状況	傷病の部位及びその程度 右頬の 2 カ所	治療見込日数 通院 2 日・入院 日
	発生の原因及び状況 〇〇市道路維持作業詰所に出勤後、△△課の指示で作業場所の〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 先の市道へ移動し、草刈り機を使って草刈り作業を行っていたところ、突然蜂の攻撃にあい、 右頬を刺された。 受傷後、一緒に作業をしていた同僚が上司に報告し、病院を受診するよう指示を受けたため、 直ぐに〇〇病院を受診し、蜂刺傷との診断を受けた。	
3 の長構成団体証明	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 令和 4 年 4 月 9 日 〇〇市長 ○ ○ ○ ○	

[注意事項]

- 1 医師の診断書及びその他必要書類を添付すること。
- 2 該当する□にレ印を記入すること。
- 3 構成団体において上記 2 災害発生の状況についての証明が困難である場合は、3 構成団体の長の証明欄の「及び 2」を二重線で消し、証明できない理由書を添付すること。

記載例

様式第2号の2

現認書

被災職員	氏名	秋田 春男
	所属部局・課・係	〇〇部△△課
	災害の日時	令和4年4月7日(火) 午前10時30分
	災害の場所	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地先の市道

現認状況

現認者と被災職員の関係を記入すること

私は被災者の同僚の者です。

被災当日、午前10時30分頃、私は秋田春男ほか4名と共に〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地先の市道で草刈り作業に従事していました。

作業着及びゴーグルを着用し、草刈り機を使用して作業していたところ、私の隣で作業をしていた被災者が「痛い」と声をあげたので見ると、被災者が右の頬を押さえて座り込んでおり、周辺を蜂が飛んでいるのを見ました。

何が起きたかを聞くと、右の頬を蜂に刺されたようで、刺された箇所が赤くなっていたので、直ぐに△△課の上司に連絡したところ、被災者を連れて病院へ行くよう指示を受けました。

災害の後の行動(病院受診等)まで記載すること

災害を目撃した者は又は災害現場に居合わせた者が、実際に見たままに記載すること

上記のとおり相違ありません。

令和4年4月8日

現認者

住 所	〇〇市××町二丁目6番
所属、職	〇〇部△△課
氏 名	佐藤 一郎

(注) 1 この書類は、災害の目撃者に作成してもらうこと。ただし、目撃者がいない場合には、「現認書」に替えて、報告した相手(上司等)から「災害状況報告書」を作成してもらうこと。

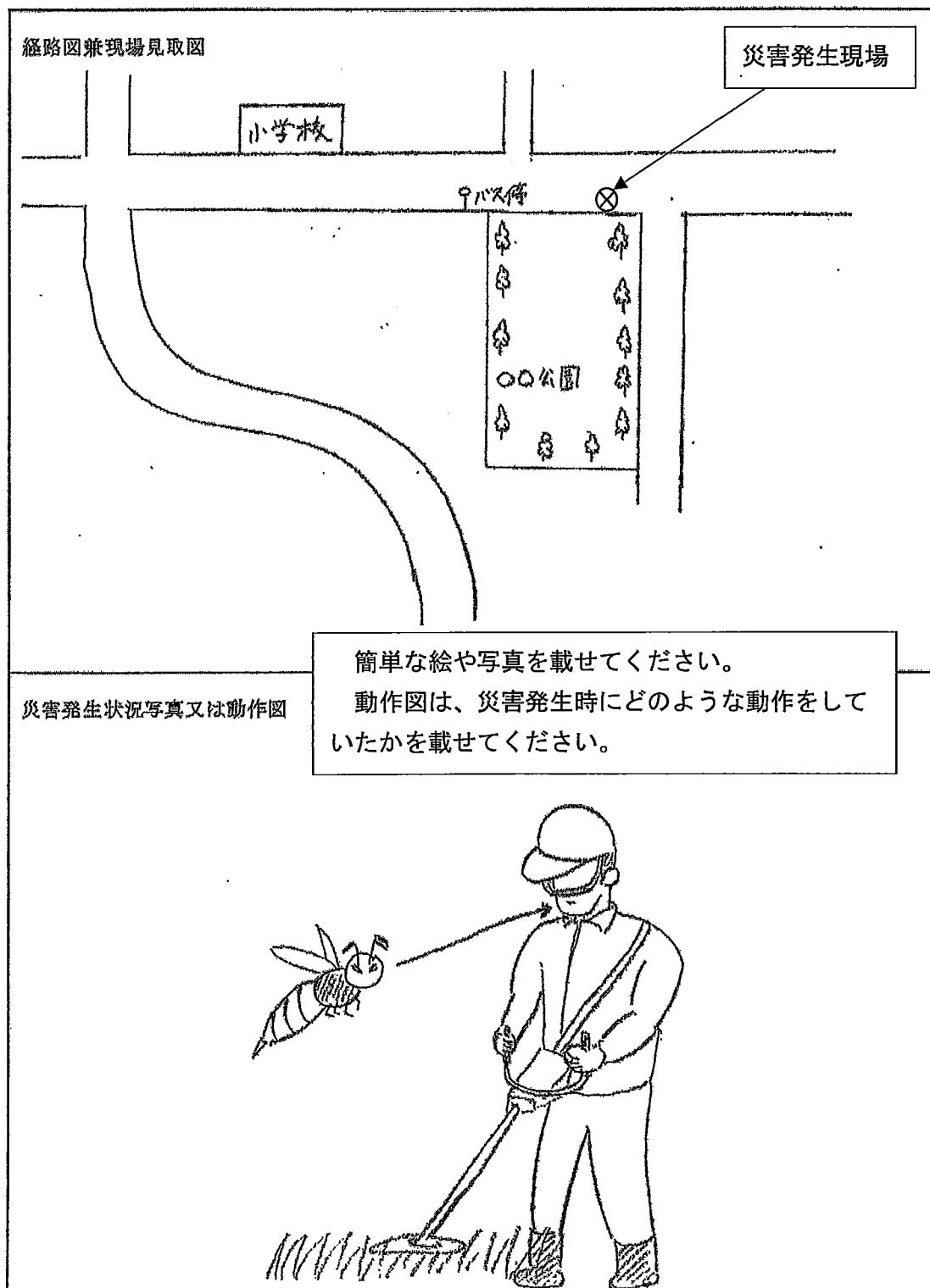
2 現認状況はできるだけ詳記してもらうこと。

災害状況報告書の場合は、報告を受けた上司等が報告者からの報告内容のほか、自ら経験した事実をそのまま書くこと

記載例

様式第2号の4

見 取 図



(注) 1 災害発生状況写真又は動作図は、受傷の状況、受傷部位がわかるように写真を貼付するか絵図を記載すること。

2 交通事故の場合は、「事故発生状況報告書」も作成すること。

診 断 書

住 所 ○○市××町二丁目5番4号
氏 名 秋 田 春 男
生年月日 昭和 59 年 6 月 3 日

傷病名 蜂刺傷

摘要 令和4年4月7日、市道において草刈り作業中、右頬を蜂に刺されて負傷する

診断書の様式は任意ですが、
 いつ、
 どこで、
 どのような状態で、
 どのようにして災害が発生したか
を記載してください。

上記の通り診断する

令和 4 年 4 月 8 日

災害発生日と初診日が違う場合は、その理由、初診までの症状経過について、認定請求書の「災害発生の状況」欄に記入するか、災害状況報告書の内容に記載すること。

○○市○○町○一○
□□病院

医師名 ○ ○ ○ ○

記載例

様式第2号

令和4年4月9日

秋田県市町村総合事務組合管理者 様

○○市長 ○ ○ ○ ○

労働者災害補償保険法適用外に関する報告書

公務（通勤）災害の認定請求に関し、労働者災害補償保険法の適用について次のとおり報告します。

被災職員氏名	秋田 春男
被 災 日	令和4年4月7日

以下の該当する区分に○印を記入

被災職員勤務箇所

	本庁舎、支所庁舎 → 以下記載不要
○	その他（○○市道路維持作業詰所）

→ 勤務箇所の事業が労基法別表第1の事業（現業部門）に該当するか

	しない → 以下記載不要
○	する

→ 労災法の適用について所轄の労働基準監督署に要確認

以下に勤務箇所の組織構成を記載

（当該勤務箇所に業務指示や管理を行う責任者がいる → 労災適用）

組織構成	職 名	職務従事内容	職員数
常勤職員			人
			人
			人
非常勤職員	道路維持作業員	道路維持作業	5人
			人
			人
合 計			5人

※責任者及び被災職員を図示した組織図を添付すること。

5 療養中の注意点

(1) 療養状況の把握

療養中、事務担当者は、被災職員や医療機関と連絡を密にし、療養状況の把握に努めること。

(2) 療養の現状等に関する報告書

療養の開始後1年6月を経過した日において治ゆしていない者は、「療養の現状等に関する報告書」(様式第22号)を提出すること。

(3) 転医

転医については、医療上又は社会通念上必要であると認められる次のようなものに限り、療養補償の対象となる。被災職員の恣意的な転医の場合、転医後の医療機関でかかった初診料や転医前の医療機関と重複する費用等は療養補償の対象とならない。

- ① 災害のあった最寄りの医療機関で応急手当を受けた後、勤務先又は自宅からの通院に便利な医療機関に転医する場合
- ② 受診している医療機関に、療養に必要な医療設備等がないため、必要な医療設備のある医療機関に転医する場合

転医したときは、速やかに「転医届」(地公災様式準用)を提出すること。

6 補償の請求手続きについて(療養補償、休業補償について)

(その他の補償が生じるときは、組合から連絡)

(1) 療養補償費請求について

療養補償費については、原則として月に1回の請求とすること。

ただし、月の途中で受診又は治ゆした場合にあっては、翌月分又は前月分と一緒に請求してもよいこと。

なお、消費税については支払いしない(消費税法において非課税のため)。

医療機関に支払いする文書料(診断書、休業補償費請求書証明料等)は、診療費請求明細書の②「その他」欄に記載のうえ、診療費に含めて請求すること。

【提出書類】

①療養補償費請求書(様式第4号)

②診療費請求明細(2号紙/病院・診療所用)

※ 診療の内容欄への記載については、同様の内容が明記されている医療機関の診療費請求内訳書の添付に代えてもよいこと。

ただし、この場合でも医師等の証明のある明細書は添付すること。

③調剤費請求明細(3号紙/薬局用)

④移送費請求明細(5号紙)

⑤送金口座依頼書(様式第17号) ※初回と変更がない場合は次回から不要

⑥口座届出書(様式第18号) ※医療機関への個別送金時のみ添付

(2) 休業補償費（休業援護金）請求について

療養のため勤務できなかつたと認められる日数を医師から記入してもらい、証明してもらうこと。

療養補償費と同様に、原則として月に1回の請求とすること。

【提出書類】

- ①休業補償費請求書・休業援護金申請書（様式第5号）
- ②補償基礎額算定書（様式第5号の2）
- ③送金口座依頼書
- ④通帳の写（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、カナ氏名が記載されたページ）※被災職員への個別送金時のみ添付

(3) 治ゆ報告書について

傷病が治ゆしたときに提出すること。

治ゆとは、「完全治ゆ」のほか、次の場合も治ゆとして取り扱う。

① 症状固定

一般的に認められている医療行為では現在の症状を将来に向かって軽減していく効果が期待できず、その医療行為を中止しても現在の症状が将来変化しないと見込まれる状態になったとき。

② 急性症状消退

素因又は基礎疾病等を有していた者が公務（通勤）災害により、新たに発病した場合や症状を増悪させた場合において、急性期の痛み等の症状が消滅したとき。

記載例

様式第4号

1号紙

療養補償請求書

認定番号	認定第4-〇号	
請求回数	第1回(令和4年4月分)	
秋田県市町村総合事務組合管理者様 下記の療養補償を請求します。		請求年月日 令和4年4月20日 ○○市長○○○○
1 被災職員に関する事項	所属部局名 ○○部△△課	職種 パートタイム会計年度任用職員
	フリガナ 氏名 アキタ ハルオ 秋田 春男	住所 ○○市××町二丁目5番4号
	生年月日 昭和59年6月3日生(37歳)	負傷又は発病の年月日 令和4年4月7日
2 診療費	内訳は、「診療費請求明細」記載のとおり	13,272円
3 調剤費	内訳は、「調剤費請求明細」記載のとおり	1,620円
4 施術料	内訳は、「施術料請求明細」記載のとおり	円
5 看護料	□ 訪問看護 内訳は、「訪問看護事業者の証明書」記載のとおり	円
	年月日から 年月日まで 日間 (看護師の資格 □有 □無)	円
6 移送費	内訳は、「移送費請求明細」記載のとおり	1,036円
7 上記以外の療養費	内容及び内訳	円
8 療養補償請求金額	15,928円	

〔注意事項〕

- 該当する□に✓印を記入すること。
- 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 「7 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「2 診療費」に含まれない文書料、療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 「診療費請求明細書」、「調剤費請求明細書」、「施術料請求明細書」又は「訪問看護事業者の証明書」に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。

記載例

2号紙

診療費請求明細		(職員氏名) 秋田 春男			
傷病名	ア 蜂刺傷 イ ウ	診療開始日	ア 令和4年4月7日 イ 年月日 ウ 年月日	診療期間	令和4年4月7日から 令和4年4月9日まで
初診	時間外・休日・深夜	回点		診療実日数	2日
再診	再来診療料 1 × 1 回 継続管理加算 52 × 1 回 外来管理加算 × 回 時間 外休深 外日夜 × 回	1 52	傷病の経過	令和4年4月7日、草刈り作業中に蜂に刺され来院。投薬治療を行った結果、経過良好で4月9日をもって治ゆ。	
指導			転帰	令和4年4月9日 治ゆ 繼続 転医 中止 死亡 摘要	
在宅	往夜 深夜・緊急診察 住宅患者訪問診察 その他の薬剤	回回回		別紙内訳書添付	
投薬	内服 薬剤 単位 内服 調剤 × 回 内服 薬剤 单位 外用 調剤 × 回 外用 薬剤 单位 处方 方基調回 處方 麻毒基調回			病院が発行する診療費請求内訳書を添付すること	
注射	皮下筋肉内 静脈内 その他	回回回			
処置		回			
手麻術・酔		1回 390			
検査		1回 110			
画像		回			
像断		回			
その他	処方せん料	68			
入院	入院年月日 病・診・衣	年月日 入院基本料・加算 × 日間 × 日間 × 日間 × 日間 × 日間	食事	基準	円× 日間 円× 日間 円× 日間
	特定入院料・その他の 診断書料に消費税は含まれないこと		合計点数 621	1点単価 × 12円	7,452 円
	診療報酬点数表により計算できるもの		診断書料・入院室料差額等 2,000円 初診料3,820円		5,820 円
	診療報酬点数により計算できないもの				13,272 円
診療費請求合計額 上記の事項は事実と相違ないことを証明します。					
令和4年5月1日					
所在地 ○○市○○町○一〇					
診療機関の名称 口口病院					
医師の氏名 ○○○○					

記載例

調剤費請求明細書

3号紙

被災職員の氏名		秋田 春男				
処方せんを交付した診療機関の名		所在地 ○○市○○町○一○ 名称 □□病院 医師の氏名 ○ ○ ○ ○				
調剤期間	令和4年4月7日から令和4年4月13日まで	7日間	調剤実日数 1日			
処方月日	調剤月日	剤型	処方	所定単位当たり点数	調剤数量	調剤報酬点数
4・7	4・7	内服 屯服 その他	オキサトミド錠 30mg [N] 2錠	調剤料	25	5 30
・	・			薬剤料	5	
・	・			計	30	
・	・					
・	・	内服 屯服 その他	リンデロンVG 軟膏0.12% 5g	調剤料	10	1 24
・	・			薬剤料	14	
・	・			計	24	
・	・					
・	・	内服 屯服 その他		調剤料		
・	・			薬剤料		
・	・			計		
・	・					
・	・	内服 屯服 その他		調剤料		
・	・			薬剤料		
・	・			計		
・	・					
・	・	内服 屯服 その他		調剤料		
・	・			薬剤料		
・	・			計		
・	・					
処方せん受付回数		1回	調剤基本料	57点		
			時間外加算等	点		
			指導料	51点		
摘要			合計点数	162点		
			合計金額	1,620円		
上記の記載事項は事実と相違ないことを証明します。						
令和4年5月1日						
薬局の名		所在地 ○○市○○町△-△-△				
薬剤師の氏名		△△調剤薬局 △△△△				

記載例

5号紙

移送費請求明細		(職員氏名) 秋田春男		
通院日	利用交通機関	往復の経路	料金	距離
7日	自家用車	災害発生現場～病院	円	4km
	自家用車	病院～自宅	円	8km
9日	自家用車	自宅～病院	円	8km
	自家用車	病院～自宅	円	8km
日			円	km
			円	km
日			円	km
			円	km
日			円	km
			円	km
日			円	km
			円	km
日			円	km
			円	km
日			円	km
			円	km
日			円	km
			円	km
合計 2日			円	28km

移送費の計算

①公共交通機関	料金	円
②タクシー	料金	円
③自家用車	距離	$28\text{km} \times 37\text{円} = 1,036\text{円}$
		合計(移送費請求額) 1,036円

※ タクシーの利用を必要とした場合、その理由を詳細に記載してください。

注意事項

- 1 通勤手当が支給される経路と重複する経路は請求できません。
- 2 公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、料金の欄に記載し領収書を添付してください。領収書がない場合は、料金がわかるものを添付してください。
- 3 自家用車利用の場合は距離の欄に記載してください。距離に 1km未満の端数がある場合は、月分を合計した後に切り捨てます。

記載例

様式第5号(表面)

休業補償請求書 休業援護金申請書		認定番号	認定第4-○号
		請求回数	第1回(令和4年4月分)
秋田県市町村総合事務組合管理者様 下記の休業補償(休業援護金)を請求(申請)します。		請求(申請)年月日 令和4年5月10日 ○○市長○○○○	
1 被災職員に関する事項	所属部局名 ○○部△△課	職種 パートタイム会計年度任用職員	
	フリガナ アキタ ハルオ 氏名 秋田 春男	住所 ○○市××町二丁目5番4号	
	生年月日 昭和59年6月3日生(37歳)	負傷又は発病の年月日 令和4年4月7日	
2 請求日数等	令和4年4月7日から のうち 2日	全部休業した日数 1日	
	令和4年4月8日まで	一部休業した日数 1日	
	(全部休業した日に支払われた給与等の額 0円)		
	(一部休業した日に支払われた給与等の額 2,500円)		
3 所長 所属の 部局 証明の 明	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 令和4年4月20日 ○○市○○町○番○号 所属部局の名稱 ○○市役所○○部△△課 長の職・氏名 □□□□		
4 休業補償	全部休業した日についての計算	(補償基礎額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $5,000\text{円} \times \frac{60}{100} - 0\text{円} = 3,000\text{円}$ (円位未満切捨て)	(請求日数) $3,000\text{円} \times 1\text{日} = 3,000\text{円(A)}$
	一部休業した日についての計算	(補償基礎額) (一部休業した日に支払われた給与の額) $5,000\text{円} - 2,500\text{円} = 2,500\text{円(ア)}$	(規則第4条の4に規定する額) 円(イ)
5 休業援護	(ア) 又は(イ)のうちいづれか低い額 $2,500\text{円} \times \frac{60}{100} = 1,500\text{円}$ (円位未満切捨て)	(請求日数) $1,500\text{円} \times 1\text{日} = 1,500\text{円(B)}$	
	請求金額 (A) + (B)	4,500円	
6 休業援護	全部休業した日についての計算	(① 休業補償を受ける場合) (補償基礎額) $5,000\text{円} \times \frac{20}{100} = 1,000\text{円}$ (円位未満切捨て)	(請求日数) $1,000\text{円} \times 1\text{日} = 1,000\text{円(C)}$
	一部休業した日についての計算	(② 休業補償を受けない場合) (補償基礎額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $\text{円} \times \frac{80}{100} - \text{円} = \text{円}$ (円位未満切捨て)	(請求日数) 円×日 円(D)
7 医師の証明	申請金額 (C) + (D) + (E)	1,500円	
	6 旧国民年金法等の受給関係	<input type="checkbox"/> 被保険者であった	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者ではなかった
8 医師の証明	傷病名 蜂刺傷		
	請求日数のうち療養のため勤務すること ができないと認められる日数 令和4年4月7日から のうち 2日 令和4年4月8日まで	現在の状況 令和4年4月9日 <input checked="" type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 繙続中	
上記のとおりであることを証明します。 令和4年5月1日 医療機関の名稱 所在地 ○○市○○町○一〇 医師の氏名 □□病院 ○○○○○			

記載例

様式第5号の2

補償基礎額算定書

秋田県市町村総合事務組合管理者 様

令和4年5月10日

○○市長 ○ ○ ○ ○

次の職員に係る補償基礎額の算定内訳は次のとおりです。

認定番号	認定第4-○号	該当する区分の プルダウンで○を選んでください
氏名	秋田 春男	どちらかのチェックボックスにチェック を入れてください
補償の区分	<input checked="" type="checkbox"/> A 年金たる補償以外の補償 <input type="checkbox"/> B 年金たる補償及び療養開始後1年6月経過後の休業補償	

報酬区分 (該当区分に○印を記入)		条例第4条第1項の規定による算定 (報酬の定め方に応じて算定し、円位未満の端数は切り上げること。)		
年額		報酬額 ÷ 365 =	0 円	
月額	○	報酬額 150,000 ÷ 30 =	5,000 円	
日額		報酬額 円		
時間額		報酬額 × 勤務時間(単位:時間) =	0 円	

算定結果	5,000 円 ①
------	-----------

①との比較(補償の区分に応じて比較)		
補償の区分	Aの場合	Bの場合
比較する額	最低保障額 3,940 円 ②	4月1日現在における年齢 歳
補償基礎額	①又は②のうち大きい額を記載 5,000 円	最低限度額 円 ③ 最高限度額 円 ④ 次の額を記載 ③<①<④の場合は① ①<③の場合は③ ①>④の場合は④ 円

記載例

様式第17号

送金口座依頼書

秋田県市町村総合事務組合管理者 様

○ ○ 市町村(等)長 ○ ○ ○ ○

秋田 春男 に係る補償及び福祉事業について次の口座へ送金を依頼します。

受給方法 の指定期	<input type="checkbox"/> 市町村等口座経由 <input checked="" type="checkbox"/> 個別口座		<small>「送金先」は、口座名義ではなく、診療費・調剤費等の請求明細書に記載されている医療機関の「名称」を記載してください</small>	
送金先①	名称 口口病院			
	○ ○ <input type="checkbox"/> 農協・金庫	○ ○ 支店	口座番号	0 0 0 1 2 3 4
□普通預金	<input checked="" type="checkbox"/> 当座預金	名義人 (カタカナ)	□□病院 院長	○○ ○○
送金先②	名称 △△調剤薬局			
	△ △ <input type="checkbox"/> 農協・金庫	△ △ 支店	口座番号	0 9 8 7 6 5 4
<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金	名義人 (カタカナ)	(カブ) △△チヨウザイヤツキヨク ダイヒヨウトリシマリヤク △△△△△△△△	
送金先③	名称 秋田 春男			
	◇ ◇ <input type="checkbox"/> 農協・金庫	◇ ◇ 支店	口座番号	3 2 1 5 6 7 8
<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金	名義人 (カタカナ)	アキタ ハルオ	
送金先④	名称			
	銀行・農協・金庫		支店	
□普通預金	□当座預金	名義人 (カタカナ)		

[注意事項]

- 該当する区分に○印又は該当する□に✓印を記入すること。
- 個別口座を指定した場合は、初回請求の際に、振込口座が確認できる書類を添付すること。
- 送金先の指定がない場合は市町村等口座経由で送金します。

記載例

様式第18号

口 座 届 出 書 (病院、薬局、整骨院等用)

金融機関コード	○○○○	支店コード	○○○
金融機関名 支 店 名	<input type="radio"/> ○ 銀行 <input type="radio"/> ○ 農協 <input type="radio"/> ○ 支店 <input type="radio"/> ○ 金庫		
□普通預金	<input checked="" type="checkbox"/> 当座預金	口座番号 No. 0 0 0 1 2 3 4	
名義人	(漢字) □□病院 院長 ○○ ○○		
	(カタカナ) □□ビヨウインインチョウ○○○ ○○○		

医療機関等名 □□病院

[注意事項]

該当する区分に○印又は該当する□に✓印を記入すること。

記載例

治 ゆ 報 告 書

認定番号	4 - ○
------	-------

令和4年5月1日

秋田県市町村総合事務組合管理者様

報告者（被災職員）所属 ○○市○○部△△課

氏名 秋田 春男

次のとおり治ゆ=（中止）しましたので報告します。

災害発生年月日	令和4年4月7日	治ゆ=（中止）年月日	令和4年4月9日
傷病名	蜂刺傷		
障害の有無	有	.	無
療養を受けた	(住所) 秋田県○○市○○町○-○		
医療機関	(名称) □□病院	受診医療機関に確認した上で記載してください。	
備考			

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和4年5月10日

○○市長 ○ ○ ○ ○

(注意)

- 1 治ゆとは、完全治ゆのみではなく、症状が固定の状態になったものも含みます。
- 2 中止とは、治ゆの診断を受けることなく、療養を中止した場合をいいます。
- 3 中止した場合は、備考欄にその理由を記入してください。
- 4 障害とは、地方公務員災害補償法施行規則別表第3に定めるものをいいます。

第10 負担金について

1 普通負担金について

普通負担金は、負担金条例第10条の2の規定に基づき、毎年度4月1日現在の非常勤職員等の職種及び定数等（定数の規定がある職種については定数。定数の規定がない職種については実人数。）に、500円を乗じて得た額。

普通負担金は、負担金条例第13条第3項の規定に基づき、毎年度5月25日までに納付しなければならないこととされている。

4月1日以降において、非常勤職員等の職種及び定数について異動があった場合の報告は不要。

記載例

様式第42号

令和〇年〇月〇日

非常勤職員等報告書

秋田県市町村総合事務組合管理者 様

〇〇長 〇〇 〇〇

令和〇年度議会の議員その他非常勤の職員数について次のとおり報告します。

4月1日現在非常勤職員等職員数

職種	職員数
議會議員	30
行政委員会の委員	9
附属機関の委員	7
特別職非常勤職員	12
フルタイム会計年度任用職員	2
パートタイム会計年度任用職員	4
臨時的任用職員	0
合計	64

明細書に記載した職員を職種毎に集計

(別紙明細のとおり)

記載例

別紙明細

- ※ 係・班は勤務箇所（課）ごとに記載し、データで送信すること。
 - ※ 前年4月1日現在の職員数は、前年報告した人数と合わせること。
 - ※ 所轄の労働基準監督署と協議し、労働者災害補償保険法の適用となる非常勤職員を除いて、補償条例の適用となる非常勤職員を報告すること（「第2 非常勤職員等の範囲について」参照）。

2 特別負担金について

特別負担金は、負担金条例第10条の3の規定に基づき、前年度に受けた補償及び福祉事業の額の総額に100分の50を乗じて得た額。

例年7～8月頃に通知から2週間後を納期として賦課する。

